

議案第 6 号

逗子市職員定数条例の一部改正について

逗子市職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成29年 2 月 22 日 提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市職員定数条例の一部を改正する条例

逗子市職員定数条例（昭和26年逗子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表市長の事務部局の職員の項中「3 2 8人」を「2 7 6人」に、同表教育委員会の所管に属する職員の項中「51人」を「1 0 3人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

機構改革に伴い、職員定数の見直しの要あるため提案する。